

## ② 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

### -方針(目標)-

☆成年後見制度の理解の促進を図り、地域から早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築に努めます。

☆本人の意思を尊重した、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制構築を目指します。

### 【主な取組】

- 成年後見制度の利用を促進する中核的な機関として「南丹市権利擁護・成年後見センター」を設置
- 成年後見制度等の普及・啓発
- 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築
- 本人の意思を尊重した意思決定支援、身上保護を重視した後見活動の支援
- 制度の担い手の育成

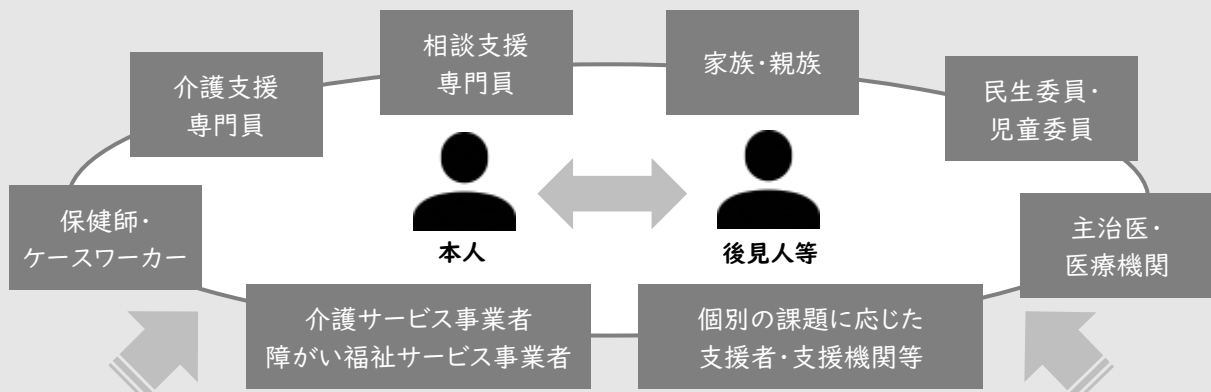
### 【それぞれの役割等】

住 民	<p>○成年後見制度について理解を深めましょう。</p> <p>○地域活動等を通して、成年後見を必要とする方を把握した場合は、速やかに相談機関につながりましょう。</p> <p>○地域の見守りから、成年後見制度の利用が必要と思われる人からのSOSを見逃さないようにしましょう。</p>
事業所等	<p>○成年後見制度や関連する支援・サービス等について学びましょう。</p> <p>○事業所の利用者等の状況を踏まえ、成年後見制度や関連する支援・サービス等の利用を提案しましょう。</p> <p>○成年後見の地域連携ネットワークに参画しましょう。</p>
社 協	<p>○法人後見事業を適正に運営します。</p> <p>○福祉サービス利用援助事業から成年後見制度利用移行への円滑な支援を行います。</p> <p>○市民・支援者への広報・啓発を行い、関係機関と連携し、成年後見制度や関連する支援・サービス等の制度の理解の促進に努めます。</p> <p>○多分野・多職種連携による権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築を市とともに進めます。</p> <p>○権利擁護支援の担い手として、活動できる市民を育成します。</p>
市	<p>○南丹市権利擁護・成年後見センターを適切に運営します。</p> <p>○支援者への広報・啓発を行い、関係機関と連携し、成年後見制度や関連する支援・サービス等の制度の理解の促進に努めます。</p> <p>○市民に向けて、パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見制度の広報を行い、制度の理解の促進に努めます。</p> <p>○多分野・多職種連携による権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築を社協とともに進めます。</p> <p>○権利擁護支援の担い手として、活動できる市民を育成します。</p> <p>○成年後見制度を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、市長申し立てや成年後見制度利用支援事業を適切に実施します。</p>

### ～南丹市の権利擁護の推進体制～

- 南丹市では令和元年に成年後見制度の利用促進（体制整備）の協議を行い、令和2年4月に南丹市権利擁護・成年後見センターを福祉相談課内に設置しました。
- 地域包括支援センター（高齢者）、障害者基幹相談支援センター（障害）それぞれの相談機関、社会福祉協議会、それぞれの分野で権利擁護に関わる機関と協働し、南丹市の権利擁護を推進しています。

#### 【チームのイメージ図】

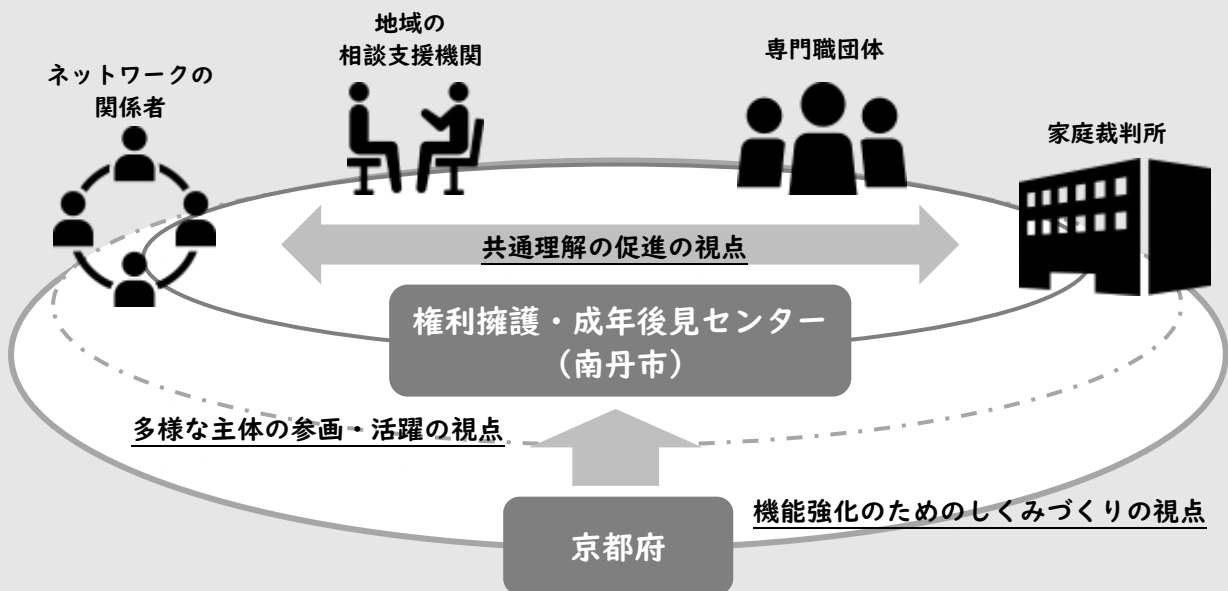


#### 福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

- ①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

#### 家庭裁判所による

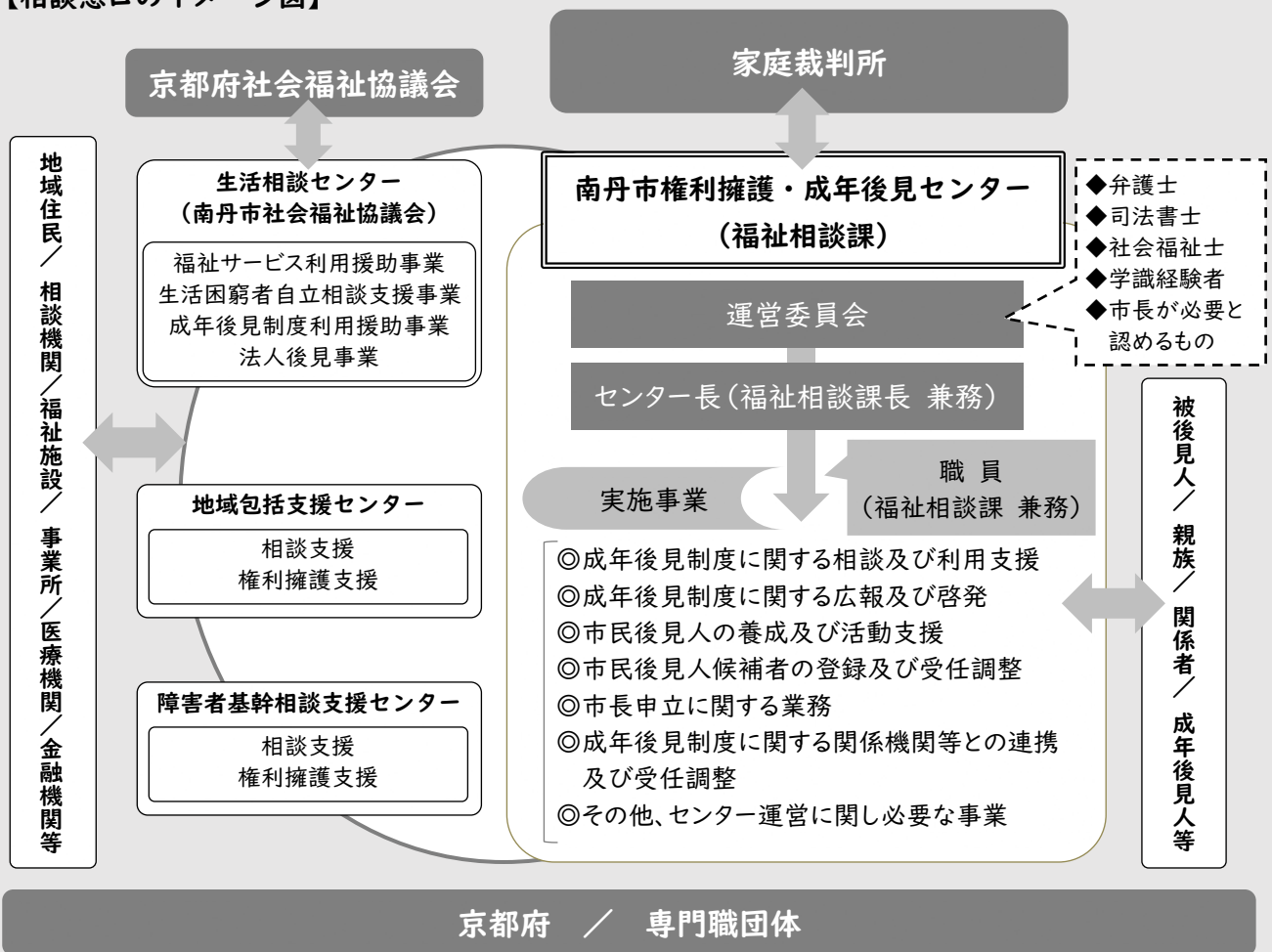
#### 「制度の運用・監督」機能



### ～成年後見制度を推進する中核機関～

- 南丹市権利擁護・成年後見センターでは適切な運営をはかるため、運営委員会を設置しセンターの事業に関する協議、家庭裁判所・専門職団体との連携等の体制整備を進めてきました。
- 令和4年3月には、相談支援・市民後見人の支援体制等が一定整ったことにより、成年後見制度を推進する中核機関として、主管を福祉保健部に置き実施機関を「南丹市権利擁護・成年後見センター」（福祉相談課内）とすることを表明しました。
- 今後は、中核機関としてセンターの事業運営にとどまらず、南丹市の成年後見制度の利用促進について協議を深め、権利擁護の地域連携ネットワークの体制構築を進めていきます。

#### 【相談窓口のイメージ図】



#### 【コラム】 口丹地域で初めての市民後見人が誕生しました！

令和4年5月と6月に、南丹市市民後見人養成講座を修了した市民後見人候補者2名が、京都家庭裁判所において口丹地域で初めて「市民後見人」として選任されました。この養成講座により、南丹市では令和4年8月現在、13名が市民後見人候補者として名簿登録されています。

また、養成講座を修了された方の中には、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業や法人後見の支援員などで活躍されている方もおられます。

